

「Professional Support Services (PSS) / オフィスリンクタイプ」 サービス利用規約

総則

第1条 規約の制定目的

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は契約者に Professional Support Services (PSS) / オフィスリンクタイプ（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、「Professional Support Services (PSS) / オフィスリンクタイプ」サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスは、当社と契約者との間に当社が別に定める「ビジネスプラス利用規約」（以下「ビジネスプラス利用規約」といいます。）に基づく契約が成立していることを前提として、本規約に従って提供されます。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

(1) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。

① 本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）

② 本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者

(2) 「オフィスリンク」とは、株式会社 NTT ドコモ（以下、「ドコモ」といいます。）が提供するネットワーク（以下、「オフィスリンク網」といいます。）と契約者の PBX と接続し、オフィスリンクオプション

を付与した携帯電話で内線の通話を可能にするドコモ提供のサービスをいいます。

(3) オフィスリンク機器とは、オフィスリンク網と契約者の PBX を接続するためのルータや GW（ゲートウェイ）をいいます。

(4) 「本サービス」とは、オフィスリンクの利用にあたって必要となるオフィスリンク機器の納入や設定構築業務および保守業務をいいます。本サービスは、契約者がドコモの定める「専用回線等接続サービス契約約款」(<https://www.docomo.ne.jp/corporate/disclosure/agreement/>) に同意し、ドコモとオフィスリンク利用にかかる契約を締結していることを前提として提供します。

(5) 設定構築業務とは、別紙 1 に定める業務をいいます。

(6) 保守業務とは、別紙 1 に定める業務をいい、別に定める場合を除き、申込書記載の保守開始日を起算日として 1 年間提供します。

(7) アクセス回線とは、オフィスリンク網と契約者の PBX を接続するための回線（ドコモ光等）のことをいいます。

契約

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

(7) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第 2 項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 契約期間

本契約の契約期間は、別に定めのある場合を除き、以下の通りとします。

(1) 保守業務をご契約でない契約者の場合：設定構築業務完了日まで

(2) 保守業務をご契約の契約者の場合：保守業務満了日まで

2 前項 2 号の場合、本契約の契約期間満了日の一か月前までに契約者からの更新拒絶の通知があった場合を除き、契約期間は 1 年間自動で更新されるものとします。ただし、当初の契約期間終了日から 4 年間を超える契約期間の更新はできないものとします。

3 契約期間内に本契約を解約した場合であっても、本サービスの料金は返金されないものとします。

第8条 契約者の地位の承継

法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第9条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第10条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第11条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web 等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第12条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

(1) 第 16 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その

他の債務を支払わないとき。

(3) 契約者が第6条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。

(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

(1) 緊急またはやむを得ない場合

(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3 当社は、第15条（利用中止）第15条(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 契約者の責めに帰すべき事由により本契約が解約された場合、当社は当該解約時点までに行った本サービスの対価として、当社が合理的に算出した金額を契約者に請求できるものとします。

第13条 設定構築業務の完了・検査

当社は、設定構築業務を全て完了したときは、速やかに業務完了通知（以下「業務完了通知」といいます。）を契約者に対して行うものとします。

2 契約者は、前項に規定する通知を受領した日から起算して10日以内（以下「検査期間」といいます。）に仕様書に基づいて成果物の検査（以下「本件検査」といいます。）を行い、本件検査に合格した場合はその旨を、不合格の場合はその旨及び理由を当社に通知するものとします。

3 契約者が、合理的な理由なく検査期間内に検査結果を当社に通知しない場合には、検査期間満了をもって検査に合格したものとみなします。

4 本件検査に合格しなかった場合は、当社は契約者の指示に従い、修補、代替品への交換、その他当社が合理的と認める措置（以下「修補等」という）を行い、再度本条第2項に従い検査を受けるものとします。

5 本件検査において不合格となった原因につき、当社の責に帰すべき事由がない場合には、当社は契約者に対し、本条第4項に基づく修補等に要した費用を請求することができるものとします。

第14条 危険負担及び所有権

オフィスリンク機器に関する危険負担及び所有権は、本件検査に合格した場合、本件検査終了時点で当社から契約者に移転するものとします。ただし、第13条第3項の場合は、検査合格日の午前零時に本件検査が終了したものとみなします。

2 前項に定める危険負担及び所有権の移転に伴い、ID、パスワード等の設定情報を含むオフィスリンク機器等の管理責任（セキュリティ対策を含む）も、本件検査終了時に当社から契約者に移転するものとします。

利用中止等

第15条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

- (1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。
- (2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
- (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。
- (5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。
- (6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第16条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。
- (2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第17条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

料金等

第18条 料金

本サービスの料金及びその支払方法の詳細については、ビジネスプラス利用規約に定めるところによります。

データの取扱い

第19条 データに関する責任

第23条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。

3 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第20条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することがあります。

第21条 データの利用

当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することがあります。

- (1)利用する情報：オフィスリンク機器のコンフィグ情報
- (2)利用する目的：保守対応時

第22条 データの削除

当社は、第 26 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 11 条（契約者が行う本契約の解約）または第 12 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとしします。

損害賠償等

第23条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとしします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとしします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、損害の直接的な原因となった本サービスの契約金額（ビジネスプラス利用規約に定める利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。）の合計額を上限として、その責任を負うものとしします。

3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとしします。

第24条 契約不適合

設定構築業務の成果物について、本件検査において発見することのできなかった、種類、品質、数量、その他仕様書に定める事項等、本契約に定める内容に適合しない部分（以下「契約不適合」といいます。）が発見された場合、契約者は当社に対して速やかに通知するものとしします。

2 当該契約不適合が当社の責に帰すべきものである場合には、当社は当該契約不適合につき修補等を行うこととしします。ただし、当社は契約者保有製品については、本条に定める責任を負わないものとしします。

3 本条により当社が責任を負う期間は、検査合格日から起算して1年間としします。

雑則

第25条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第26条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第27条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第28条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと

- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
 - (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
 - (7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
 - (8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
 - (9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (10) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと
- 2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容のみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
- 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第29条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) 故障予防または回復のため必要な場合
- (3) 技術上必要な場合
- (4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

3 契約者は、本契約に基づき当社が本サービスを提供するため、契約者の責任と費用において(1)~(5)に定める義務を適時、履行しなければならないものとします。

- (1) 当社（その再委託先も含むものとし、以下同じ）が本サービスの遂行に必要な、同意、承認、指示等
- (2) 契約者が委託した第三者との必要な調整
- (3) 本サービス提供に必要な資料、情報等の当社に対する無償提供
- (4) 業務実施場所への当社の立ち入り許可、及びそのための必要な調整
- (5) 業務実施場所における電力、空調その他の設備の、当社に対する無償提供
- (6) その他当社が顧客に対して合理的に要請した支援、便益等の提供

第30条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができますものとしします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第31条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に納品する納入品に係る著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は、当社または当社の指定する者に帰属します。この場合は、当社は契約者に対し、納入品に係る著作権を契約者の社内で使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し著作権法に基づく利用を無償で許諾します。

2 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第32条 個人情報の取扱い

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。

第33条 通信ログの取扱い

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第34条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定

する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第 23 条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第35条 承諾の限界

当社は、第 6 条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第36条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第37条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第38条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙 1 本サービスの業務内容等

1. 設定構築業務

オフィスリンク設計業務	契約者の指定するパターンに基づき、オフィスリンクが利用できるよう機器の設置方法や設定等の設計・設計書の作成を行います。
機器調達	契約者の指定するパターンに基づき必要な機器を調達します。
機器設定・単体試験の実施	設計書に基づき関連機器の設定および単体試験を実施します。
端末内線番号初期設定	設計書に基づき作成する「内線調書」に基づいて、オフィスリンク端末内線番号の初期設定を実施する。
機器搬入・設置業務	平日 09 時～17 時 30 分において、契約者が指定する日時において、構成機器を納入場所に搬入し、設計書に基づき機器を設置し、配線の接続を実施する。 平日とは、土日祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除いた日とする。
総合試験の実施	機器搬入・設置業務と同日において、契約者 P B X と接続終了後、携帯電話、固定電話間の総合試験（通話確認試験）を実施する。
完成図書・操作説明書作成業務	完成図書（システム設計図、試験成績表等）の作成を実施する。

2. オプション：機器保守業務

(1) 故障連絡受付業務	契約者から対象機器に関する故障連絡を電話及び電子メールにより保守窓口にて受け付けるものとする。なお、故障連絡を行う前に、故障原因について、対象機器か対象機器以外であるのかについての切り分けを行うものとし、故障連絡を行うにあたって、具体的な故障の内容、対象機器の使用状況等の情報を提供するものとする。
(2) 故障原因切り分け業務	保守窓口は、上記（1）に定める業務を行った場合、故障原因の切り分けを行うものとする。この結果必要であれば、以下の（3）～

	<p>(5)に定める業務を行うものとする。なお、当該故障が対象機器以外に起因するものであると判断した場合には、その旨を契約者に通知するものとする。</p>
(3) 故障交換業務	<p>保守窓口は、上記(2)に定める業務の実施の結果、故障の原因が対象機器にあると判断した場合、対象機器設置場所に技術員を派遣すること(以下、このような技術員の派遣による対応を「オンサイト対応」という)により、必要であれば、故障した対象機器と代替物品とを交換するものとする。</p>
(4) アクセス回線に関する代理問い合わせ対応手配業務	<p>保守窓口は、上記(2)に定める業務の実施の結果、故障の原因が以下に記載するアクセス回線にあると判断した場合、アクセス回線のサービス提供事業者に対して、契約者に代理して故障の問い合わせを行うものとする。(アクセス回線対応時間はアクセス回線申し込み時の契約に準ずる。)</p> <p>・アクセス回線 : 当社が別途指定するアクセス回線</p>
(5) オフィスリンク網故障に関する対応業務	<p>保守窓口は、上記(2)に定める業務の実施の結果、必要と判断する場合、オフィスリンク網の調査を行い、故障情報の提供を甲へ行うものとし、オフィスリンク網に故障が発生していると判断したときには、速やかに故障対応を行うものとする。</p>
(6) 故障履歴管理業務	<p>保守窓口は対象機器に関して業務実施期間中に発生した故障連絡及び故障対応状況を記録し、契約者から要求があった場合には、当該記録内容を契約者の連絡先(申込書に記載)へ速やかに報告するものとする。</p>
(7) 業務実施時間帯	<p>【平日日勤帯対応】 上記(1)以外の業務 平日 9:00~17:00 ※平日とは、土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除いた日とする。</p> <p>【24時間365日対応】 ・上記(1)~(5)に定める業務</p>

	24 時間 365 日
業務実施報告	保守窓口は、業務完了後 5 営業日以内に、別途当社が定める様式へ記載のうえ、契約者の連絡先へ電子メールで送信することにより報告を行うものとする。

附則（令和 7 年 9 月 22 日 CAS 1 サ第 000400008729-01 号）

（実施期日）

この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から実施します。